

高額療養費の限度額認定証・マイナ保険証の申請

※申請前の確認ください

申請済

加入している健康保険での付加給付の有無を保険者に確認
(医療保険とは、協会けんぽ・共済組合等)

付加の上限額を超える月がない

付加の上限額を超える月がある

未申請・わからない

加入している健康保険での付加給付の有無と高額療養費の上限額をを保険者に確認

高額療養費・付加の上限額を超える月がない

高額療養費・付加の上限額を超える月がある

！ 還付申請が必要な場合
保険者に申請し、還付金の決定通知が届いたあとに申請を実施

！ 自動で還付される場合
決定通知が届いたあとに申請を実施 ※受診から決定通知まで数か月かかる場合が多い

※申請期限(3月末)が通知が届く前の場合は、こどもセンターにご相談ください

助成金の申請を受付可能

高額療養費・付加給付金により窓口で支払った金額から変更があった場合は、「医療機関が作成した証明書の領収額」から「高額療養費・付加給付額」を差し引いた金額を「最終自己負担額」として算出します。

※助成金支給後に上記の支給が判明した場合は、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。